

議案第 4 7 号

岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 1 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年岩倉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「含む。）」を「含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。